

## 八洲学園大学 リカレント研究センター規程

### (目的)

第1条 八洲学園大学リカレント研究センター（以下「センター」という。）は、広く地域社会と連携し、多様な人的資源及びネットワークにより八洲学園大学（以下「本学」という。）の教育・研究に努めることを目的とする。

## 第1章 リカレント研究センター

### (所在地)

第2条 センターは、本学内に設置する。

### (構成)

第3条 センターの所員は次に掲げる者で構成する。

- 一 研究センター長（本学専任教員）
- 二 主任研究員（本学専任教員）
- 三 特任研究員（本学非常勤講師）
- 四 リカレント研究員

### (任命)

第4条 各構成員の任命は、次に掲げる通りである。

- 一 研究センター長の任命は、学長が行う。
- 二 主任研究員の任命は、学長が行う。
- 三 特任研究員の任命は、学長が行う。
- 四 リカレント研究員の任命は、研究センター長が行う。

### (任期)

第5条 各構成員の任期は、次に掲げる通りである。

- 一 研究センター長の任期は、2年とする。再任を妨げない。
- 二 主任研究員の任期は、2年とする。再任を妨げない。
- 三 特任研究員の任期は、1年とする。更新手続きを行い、再任は妨げない。
- 四 リカレント研究員の任期は、2年とする。更新手続きを行い、再任を妨げない。

### (職責)

第6条 職責は次の号に掲げる通りである。

- 一 研究センター長は、センター運営に関わる事務を統括し、事業運営を担う。
- 二 主任研究員は、研究センター長を助け、事務及び事業運営を担う。
- 三 特任研究員は、円滑なセンター運営に協力をする。

### (事業)

第7条 センターは、次の号に掲げる事業を行う。

- 一 定例研究会
- 二 『リカレント研究論集』発行
- 三 その他、研究活動に必要な事項

## 第2章 リカレント研究員

(公募)

第8条 リカレント研究員の公募は、原則として毎年1回行う。

(応募資格)

第9条 リカレント研究員への応募資格は次に掲げる通りである。

- 一 学士の学位を有する者（外国で授与されたこれに相当する学位含む。）
- 二 前号に該当し、応募時に大学在籍者（科目等履修生含む）の応募は妨げない。

(審査手続)

第10条 リカレント研究員の審査手続きは次に掲げる通りを行う。

- 一 応募時に提出した書類の第一次審査を行う。
- 二 書類審査に合格した者は、面談を行う。
- 三 面談の結果報告を受け、第二次審査を行う。
- 四 教務委員会より教授会に報告を行う。

(選考)

第11条 リカレント研究員の選考は、教務委員会が行う。

(任命)

第12条 本規程第4条の三に基づき、研究センター長が任命する。

- 2 教授会の決定を経て、電子メール等で通知を行う。

(登録)

第13条 リカレント研究員に任命された者は、本規程第14条に定める費用を納入し、次に掲げる書類を提出する。

- 一 誓約書
- 二 メールリングリスト登録用メールアドレス

(登録料、その他の費用)

第14条 リカレント研究員の登録料、その他の費用は、別表1の通りとする。

- 2 登録料、その他の費用は、所定の期日までに納入しなければならない。
- 3 登録料、その他の費用は、如何なる事由があっても返金しない。

(任務)

第15条 リカレント研究員は、センターの目的を達成するための研究活動を行い、円滑な運営の協力を努める。

(更新)

第16条 リカレント研究員の更新手続き（本規程第5条の三）は、所定の時期に次に掲げる通りに行う。

- 一 次年度更新の意思確認を行う。
- 二 更新を希望する者は、研究テーマ、研究計画、研究概要を報告する。
- 三 登録料、その他の費用（本規程第14条）を納入する。

(退任)

第17条 退任は、次に掲げる通りとする。

- 一 任期満了時
- 二 前条の手続きによる意思の確認を得た時
- 三 任期途中で意思表示があった場合

(再任命)

第18条 退任後の再任命は、次に掲げる通りとする。

- 一 退任後2年以内に限り、本規程第16条の更新手続きに基づき再任命とする。
- 二 退任後2年を超える場合は、規程第10条の手続きに基づき再任命とする。

### 第3章 その他

(運営)

第19条 センターの運営に関する重要事項の審議は、教務委員会で行う。

(改廃)

第20条 この規程の改廃は教務委員会が定める。

附 則

この規程は、令和4年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年11月25日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月1日から施行する。

別表1 登録料、その他の費用

区分	金額（税込表記）
初年度登録料	27,500 円
年間登録料	22,000 円
添削アドバイスサポート	22,000 円

- 1 年間登録料は、毎年徴収する。
- 2 任命初年度に限り、初年度登録料を徴収する。
- 3 振込手数料は、送金者負担とする。